


環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年 1 月26日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
秋田市 : 秋田杉 森林吸収 J-VERプロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	秋田市(アキタシ) 秋田市長 穂積 志		
住所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1		
代表者氏名	穂積 志	代表者役職	秋田市長
担当者氏名	保坂 源 栄	担当者 所属部署・役職	農林部 農地森林整備課 副 参 事
担当者 E-mail	ac820270@city.akita.akita.jp	担当者電話番号	018-866-2117
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	秋 田 市		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	秋田市		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>秋田市は、オフセット・クレジット(J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用して、持続可能な森林経営による森林整備の促進を図ることを目的とするとともに、市のHPや広報を活用し、環境・地球温暖化対策の重要性、さらに温室効果ガスの削減や吸収は自らの努力が必要であるという市民意識の醸成を図ります。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>C. 1. 1 ポジティブリストの番号 : No. R001 Ver. 3. 1</p> <p>C. 1. 2 条件1 : 対象地は、森林法第5条に規定される地域森林整備計画対象森林に含まれる。</p> <p>C. 1. 3 条件2 : ①プロジェクト対象地は、森林施業計画、空中写真で対象地の位置、森林施業計画内に収まっていることを確認した。</p> <p>②クレジット発行期間内に森林施業計画において、プロジェクト対象地の転用および主伐の計画はない。また、モニタリング・検証にあたっては伐採届を提出する。</p> <p>③間伐率は森林施業計画に定めた、概ね20～30%で実施する。</p> <p>④プロジェクト対象林は、2007～2010年度の間伐を実施した林分を対象とする。</p> <p>C. 1. 4 条件3 : 秋田市森林施業計画は、秋田市森林整備計画に適合するものとして、秋田県知事により認定されている。なお森林整備計画の長期の方針に基づき計画的に間伐を実施し、適切な管理に努め持続的な森林経営を図る。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <p>森林・林業基本法(第9条)、森林法(第5条、第11条・第25条)を遵守する計画となっている。</p> <p><b>【採用技術】プロジェクトで使用する設備:機械等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐の実施 : 定性間伐とし、チェーンソー等によって行う。</li> <li>・ 間伐面積の測定 : ポケットコンパス S-28(牛方商会:牛型式半円高度分度式)によって行う。</li> <li>・ プロット調査 : 樹高測定はLaser Technology社製(アメリカ) TRUPULSE200で行う。 : 胸高直径の測定は輪尺で行う。</li> </ul>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

**【モニタリング方法】**

モニタリングにおける活動量(面積)は、2007～2009年度、間伐分については補助金導入に伴い、補助申請時に間伐が実施された小班毎に、実測(森林測量)に基づく方法で(閉合差5/100)以内の精度で実施し、秋田県の審査を受け承認を得ております。2010年度間伐分についても補助金を導入することから、同様の取り扱いで実施する。

モニタリングポイントは市内7地区に分かれていることから、モニタリングプロットは、林況・方位・標高・地形などの条件を考慮に12のグループ化を図り計12箇所にモニタリングプロットを設定する。地位級の特定はモニタリングプロットの毎木調査のデータを「秋田県民有林スギ人工林収穫予想表等に関する基礎調査書(昭和 55 年 3 月 秋田県林務部)」の地位級別樹高曲線に代入し特定する。特定した地位に従い、適切な収穫予想表を選択し、幹材積の蓄積量を算出する。吸収量算定に必要な拡大係数、容積密度、地上部に対する地下部の比については「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の値を使用する。また、写真撮影はモニタリング方法ガイドラインに則って行う。

**【GHG 算定式の方法論への準拠性】**

オフセット・クレジット(J-VER)制度の「モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)(Ver.1.8)」に基づき実施するため、GHG算定式の方法論に準拠している。

**【モニタリング体制】**

・モニタリングの実施は、農林部 農地森林整備課 市有林担当と森林管理担当の各オフセット・クレジット担当者が、業者委託(間伐及びモニタリング委託業者:秋田中央森林組合)により行う。

・モニタリング報告書の作成は、モニタリング同様、農林部 農地森林整備課 市有林担当と森林管理担当の各オフセット・クレジット担当者が行い、森林管理担当 副参事がデータチェック・報告書の内容確認を行い、それを受け吸収量算定確認者である同課 オフセット・クレジット担当参事が確認後、同課 整備担当参事のクロスチェックを受け、吸収量算定部門責任者である農地森林整備課長が報告書の確認を行い承認後、最終確認者である吸収量算定確認者 農林部長の承認を得る。

・プロジェクト全体の内部監査は、農林部 農林総務課長が行う。

**【QA / QC 体制】**

・教育訓練 : オフセット・クレジット担当者はもとより、組織内関係者及び委託業者に対して、モニタリング体制・モニタリング手順、測定機器の維持管理の在り方、野帳や報告書の記載方法等について研修、説明会を行いモニタリング精度・信頼性の向上に努める。

・情報の管理 : 吸収量を算定したデータを電子媒体(エクセル形式)及び紙資料として保存する。管理は農地森林整備課 市有林担当 副参事(オフセット・クレジット担当)が行い、データの管理期間は平成 35 年 3 月 31 日までとする。

	<p>・データの確認 : データは農林部 農地森林整備課 森林管理担当副参事が行い、農林部 農地森林整備課 管理担当 参事がクロスチェックを行い、確認はモニタリング報告書の作成された時点に行う。</p> <p>・内部監査 : プロジェクト計画が適切に実施されているかについて内部監査を実施する。実施者は農林部 農林総務課長とし、監査時期はデータ確認チェックが行われ、モニタリング報告書が作成された時点に行う。</p> <p>・測定機器の点検管理 : 農林部 農地森林整備課 市有林担当者と受託業者である秋田中央森林組合担当者が測定器を屋内の適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検・キャリブレーションを実施し記録・管理する。</p>						
プロジェクト実施場所	<p>秋田市上新城道川字愛染 1-10 秋田市柳田字扇ノ沢 61-2 秋田市添川字湯沢 126-1 秋田市山内字田中 190 秋田市仁別字小水沢 110 秋田市仁別字蛇馬目沢 123 秋田市太平八田字二手ノ又 49 秋田市太平黒沢字矢櫃 5-2・3 秋田市太平山谷字谷山 34-2 / 40 秋田市太平八田字猿田沢 31-2 秋田市太平八田字金山2 秋田市太平寺庭字柿木坂 116-4 秋田市太平黒沢字牛舞沢 31-2 秋田市豊岩小山字大沢 57-1 秋田市下浜八田字杉沢 119-7・1・2・3/119-6 秋田市下浜羽川字権現沢 61-1 秋田市下浜羽川字仏の沢 1-1</p>						
<方法論 R001・R003 のみ> プロジェクト対象面積	103.43 ha						
プロジェクト期間	2007 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日 (6年0ヶ月)						
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日						
プロジェクト計画開始 届提出日	2010年 10 月 27 日						
妥当性確認終了日	2010 年 11 月 30 日						
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO <sub>2</sub> <sup>3</sup>	234	476	1,256	1,239	1,220	4,425

<sup>3</sup> 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン ( 森林管理プロジェクト用) Ver. 1. 8	
適用方法論	方法論番号	JRAM 001 Ver. 3. 1
	方法論名称	JRAM 001 - 森林活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
<b>ダブルカウントの防止措置</b>		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印
公的な報告・公表制度(判明している公的的制度)	秋田市は、地球温暖化対策推進法に基づく「秋田市地球温暖化対策実行計画」を策定義務対象団体として策定。	
自主的な報告・公表対象(対象となるホームページ、環境報告書等)	秋田市のホームページや市広報紙を活用し随時公表し、本プロジェクトの内容及び本プロジェクトから創出されるオフセット・クレジット(J-VER)の発行量及び売却量を明記します。また、クレジット発行後には、当該クレジットに付属するCO2に係る環境価値の保有を前提とした主張は行いません。	
<b>備考欄</b>		
<p>【類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>【善意の第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。併せて、当該森林の譲渡の際にはオフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分留意します。</p>		

以上